

2003年2月14日付け法律第30号、職業と労働市場に関する委託の実施を帶びた2003年9月10日付け立法令第276号を鑑み、

物理的因子（電磁界）による危険に労働者をばく露することに関する安全衛生の最低限の規定について2004年4月29日付け欧州議会及び委員会指令2004/40/ECを鑑み、

機械振動による危険に労働者をばく露することに関する安全衛生の最低限の規律について指令2002/44/ECの実施を帶びる2005年8月19日付け立法令第187号を鑑み、

物理的因子（光学的放射）による危険に労働者をばく露することに関する安全衛生の最低限の規定に関して、2006年4月5日付け欧州議会及び委員会の指令2006/25/ECを鑑み、

欧州連合へのイタリアの所属に由来する義務の履行に関する規定を帶びた2007年2月6日付け2006年EU法第13号を鑑み、

物理的因子（電磁界）による危険に労働者をばく露することに関する安全衛生の最低限の規定に関して指令2004/40/ECの実施を帶びた2007年11月19日付け立法令第257号を鑑み、

2008年3月6日の議会で採択された内閣の予備決定を鑑み、

労働者及び使用者の代表的な労働組合の意見を聞き、

個人情報保護保証の意見を得、

2008年3月12日の会議で表明された、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閲常設会議の意見を得、

共和国の下院及び上院の専門委員会の意見を得、

2008年4月1日の議会で採択された内閣の決定を鑑み、

州の事業及び地方自治、経済及び財政に関して欧州政策大臣、法務大臣、農業食料林産資源大臣、内務大臣、国防大臣、教育大臣、社会連帯大臣及び大学・研究大臣と協力して、内閣総理大臣、労働・社会保障大臣、保健大臣、社会資本大臣及び経済発展大臣の提案に関して、

以下の立法令を

発布する。

第I章

共通原則

第1節

一般規定

第1条

目的

1. 本立法令に含まれる規定は、現行の規律の再編成及び調整によって作業場における労働者の安全衛生に関する現行の規律の整理及び改革のために 2007 年 8 月 3 日付け法律第 123 条第 1 項の実施を単一の基準法典に形成する。本立法令は、関連の EU 法及び国際条約を遵守し、憲法第 117 条、特別州及びトレント・ボルツァーノ自治県の基本法及び関連の実施規律に一致して本項の目的を追求し、性別や年齢、移民労働者の条件に関しても市民権及び社会権に関連する基本的奉仕水準を遵守し、国の領域において一貫した労働者保護を保証する。
2. 憲法第 117 条第 5 項及び 2005 年 2 月 4 日付け法律第 11 号第 16 条 3 項の規定に関連して、自治州及び自治県の立法権に関して、本立法令の規定は従順を特徴に國の代理権の実行において、州及び県の規定がまだ採択されていない自治州及び自治権で適用され、州及び県の規定の効力が発生する日より効力を失う。但し、憲法第 117 条 3 項に従って基本原則は有効のままとする。
3. 本法令を実施する決議、措置及び履行は 2003 年 6 月 30 日付け立法令第 196 号の原則を遵守して実施される。

第2条

定義

1. 本立法令の規定の目的として、及びその効力において、次のように定義する。
 - a) 労働者：家事及び家族サービスの従事者を除き、職業、技術または専門的職業を習得するためだけであっても、有償または無償で、公的または私的使用者の組織で、契約の類型にかかわらず、労働活動を実施する者。このように定義された労働者には以下も同等とみなされる。会社及び法人の負担で活動を提供する、事実上であっても、協同組合または会社の労働社員、民法第 2549 条以降による参画者、1997 年 6 月 24 日付け法律第 196 号第 18 条及び勉学と仕事の交代期間を実現したり仕事の世界を直接知ることによって職業選択を容易にする目的で促進された州法の特別規定の実習及び指導の企画を行う受益主体、学生が装置または研究所に実際に専念する期間に限定して VDU を備えた機器を含む研究所、業務設備及び化学的・物理的・生物学的因素を使用する専門学校及び大学の学生、職業訓練講座の参加者、兵役代替奉仕を行うボランティア、1991 年 8 月 1 日付け法律第 266 号によって定義されたボランティア、消防隊及び市民保護部隊の活動を行うボランティア、1997 年 12 月 1 日付け立法令第 468 号とその後の改正の労働者。
 - b) 使用者：労働者と労働関係について資格を有する主体、またはいずれにせよ労働者が活動を提供する分野で組織の類型や形態に従って決定権や支出の権限を行使する組織そのもの、または生産ユニットに責任を持つ主体。2001 年 3 月 30 日付け立法令第 165 号第 1

条 2 項の行政機関では、使用者とは運営権が属する管理者である。または、管理資格を持たない公務員が管理の独立を有し、活動が行われる事務局の立地及び職務範囲を考慮した上で個々の行政機関の上層組織によって識別され、独立した決定権及び支出の権限を有する事務所所長に据えられた場合のみ、管理資格を持たない公務員が使用者である。省略された固体または上記基準に一致しない固体の場合、使用者はそれら固体の上層組織と一致する。

- c) 企業：公的または私的使用者によって組織された構造の総体。
- d) 管理者：職業上の専門性、階級上の権限及び与えられた任務の性質に適した権限に即して労働活動を組織し、これを監督しながら使用者の指令を実施する者。
- e) 指導者：職業上の専門性、階級上の権限及び与えられた任務の性質に適した権限に即して労働活動を監督し、労働者による正確な指令の実施を点検したり率先して機能上の権限を行使しながら受け取った指令の実施を約束する者。
- f) 予防保護責任者：危険予防及び危険からの保護を調整するために使用者によって指名された、第 32 条の能力及び職業資格を有する者。
- g) 予防保護担当者：i) の業務に従事しながら第 32 条の能力及び職業資格を有する者。
- h) 専門医：第 29 条 1 項の規定に従って危険を評価する目的で使用者と協力し、衛生監督を行うため、及び本立法令のその他全ての任務のために使用者によって任命された、第 38 条の肩書き及び職業資格を有する医師。
- i) 安全のための労働者代表：労働中に安全衛生に関して労働者を代表するために選出または指名された者。
- l) 危険予防保護部：労働者のために職業上の危険予防及び危険からの保護活動を目的とした、企業外または企業内の人、システム、手段の総体。
- m) 衛生監督：労働環境、職業上の危険要因及び労働活動の実施様式に関して労働者の安全衛生の保護を目的とした医療活動の総体。
- n) 予防：住民の健康及び外部環境の全体性を守る中で職業上の危険を避けたり減らしたりするために必要な労働の特殊性、経験及び技術にも従った規定または措置の総体。
- o) 健康：病気または疾病がないことだけではなく、物理的・精神的・社会的に健康な状態。
- p) 安全衛生促進システム：労働者の安全衛生の改善を目的とした計画実施に会社側の参加で協力する制度上の主体の総体。
- q) 危険評価：適した予防保護措置を特定し、安全衛生水準の改善を時間の経過とともに保証するために取られた措置計画の作成を目的とした、労働者が活動を提供する組織内に存在する労働者の安全衛生に関する全ての危険について統括的かつ文書化された評価。
- r) 危険物：損害を引き起こす可能性を有する特定の要因を内在する特質または性質。

- s) 危険：勤務状態、特定の要因または因子にばく露される状態、またはそれらの組み合わせで損害に到達する潜在的な可能性。
- t) 生産ユニット：経済的独立及び機能的技術を備え、財の生産またはサービスの提供を目的とした施設または構造。
- u) 技術規律：国際組織、欧州機構、または遵守が義務化されていない国の規格統一機関によって承認され公表された特定の技術。
- v) 優れた実践：より広い普及を保証する対策を講じる労働安全衛生研究所（ISPESL）の予審技術に先立って、州、ISPESL、全国労働災害保険協会（INAIL）及び第 51 条の同数の代表者からなる組織によって作成され、集められ、第 6 条の常任専門委員会によって検証される危険削減及び労働条件の改善を通じて作業場での安全衛生を促進することを目的とし、自主的に採択された優れた実践の規律及び現行の規定と一致した組織または手続きに関する合意。
- z) ガイドライン：省庁、州、ISPESL 及び INAIL によって規定され、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県間常設会議で承認された、安全衛生に関する規定の適用の方針と調整の決定。
- aa) 教育：企業で各々の任務を安全に実施するための専門知識の取得及び危険の特定・減少・管理に有効な知識や手続きを労働者及び企業の予防保護システムのその他の主体に伝える教育課程。
- bb) 情報：労働環境における危険の特定、減少、管理に有効な知識を提供する直接的な行動の総体。
- cc) 訓練：設備、機械、施設、物質、器具、また個人保護具の適正な利用及び労働手順を労働者に習得させる直接的な活動の総体。
- dd) 組織・管理モデル：職場における衛生保護に関する違反及び労働災害防止規律の違反による、刑法第 589 条及び第 590 条 3 項の違法行為を予防するのに適した、2001 年 6 月 8 日付け立法令第 231 条第 6 条 1 項 a) に従って、安全衛生に関する企業方針の定義と実施のための組織・管理モデル。
- ee) 同数の代表者からなる組織：使用者と労働従事者の国内における代表的な 1 ないし複数の協会の発案で設立された組織。以下の点で所在地は特権を有している。教育活動の計画作成と予防を目的とした優れた実践の作成と収集、職場における安全衛生に関する活動の展開、履行の実施を目的とした企業補助、法律または関連の団体契約によって与えられた、その他全ての活動または任務。
- ff) 企業の社会責任：企業の社会不安及び環境に対する不安の自発的補充及び商業活動や関係者との関係における制度。

第3条

適用範囲

1. 本立法令は私的及び公的活動の全ての分野、全ての危険類型に適用される。
2. 軍隊、警察、消防、救急、市民防衛、市民保護、さらに司法施設、贖罪施設、秩序と公安に関する任務を持つ組織の活動に充てられた制度上の構造、大学、大学教育機関、芸術及び舞踏の高等教育機関、各種・各階級の教育機関、1991年8月1日付け法律第266号のボランティア組織、航空及び海上の輸送機関において、本立法令の規定は適用される。労働・社会保障大臣、保健大臣と協議し、行政機関の再編成と改革について国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閑常設会議の意見を得、国内の代表的な労働組合の意見を聞き、さらに憲兵隊と財務警備隊を含む軍隊に関連する法令規則に関して国内の軍人を代表する組織の意見を聞き、管轄の大臣によって、1988年8月23日付け法律第400号第17条2項に従って発布された法令で、本立法令が効力を発生する日より12ヶ月以内に識別された、遂行されるサービスまたは組織の独自性に関連する実質的かつ特殊な必要性を考慮する。芸術的・歴史的・文化的財の保護について特別な拘束下にある場合のみ文書館、図書館及び博物館について同様に対策を講じる。労働・社会保障大臣、保健大臣と協議して、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閑常設会議の意見を得、管轄の大臣の提案に対して1988年8月23日付け法律第400号第17条3項に従って、本立法令の効力が発生する日より12ヶ月以内に発布される続く法令で、1999年7月27日付け立法令第271号の船上での労働活動に関する規律、1999年7月27日付け立法令第272号の港湾での労働活動に関する規律、1999年8月17日立法令第298号の漁船に関する労働活動に関する規律について本立法令が帯びる規則との調整及び1974年4月26日付け法律第191号と関連の実行令に含まれる鉄道輸送に関する原則を伴う1999年8月17日立法令第298号第II章から第XII章の技術規定の調和を可能にするのに必要な規定を命令することで対策を講じる。
3. 第2項の期限まで、1994年9月19日付け立法令第626号第1条2項の実施規定及び1999年7月27日付け立法令第271号の規定、1999年7月27日付け立法令第272号の規定、1999年8月17日付け立法令第298号の規定、1974年4月26日付法律第191号とその実施令によって言及された1955年4月27日付け共和国大統領令第547号及び1956年1月7日付け共和国大統領令第164号の技術規定は有効なままでする。上記期限が無為に過ぎた場合、本立法令の規定が適用される。
4. 本立法令は、従属及び独立した労働者全て及び労働者と同等の主体に適用される。本条の続く項目で規定されることは有効なままでする。
5. 2003年9月10日付け立法令第276号とその後の改正の第20条以降の労働供給契約における労働提供者の場合、2003年の立法令第276号第23条5項によって特に規定されたことは有効なままで、本立法令の全ての予防保護義務は利用者の負担とする。
6. 2003年9月10日付け立法令第276号第30条の労働者離脱の場合、全ての予防保護義務は離

脱させる側の負担とする。但し、離脱した職務の実施に関する通常典型的な危険について労働者に情報を与えたり教育したりする離脱者負担の義務は除く。別の行政機関または国の機関や当局で機能上、従属する関係で職務を行う、2001年3月30日付け立法令第165号第1条2項の行政機関の職員については、本立法令の義務は、受け入れの行政機関、国の機関または当局が指名する使用者の負担とする。

7. 2003年9月10日付け立法令第276号とその後の改正の第61条以降の計画における労働者及び民事訴訟法第409条1項3の調整された長期の協力者については、本立法令の規定は、労働奉仕が委託者の現場で行われる場合、適用される。
8. 2003年9月10日付け立法令第276号とその後の改正と補完の第70条に従って補助的な職務を臨時に行う労働者については、本立法令と安全衛生保護に関する現行の全ての特別規律が適用される。私的な補習授業、子ども、老人、病人及び障害者への在宅補助を含む変則的な家事労働を除外する。
9. 1973年12月18日付け法律第877号の宅配労働者及び建築物の所有者について団体契約の適用範囲に入る労働者については、第36条及び第37条の情報と教育の義務が適用される。さらに、これら労働者には与えられた職務の実施に関する個人保護に必要な器具が提供されなくてはならない。使用者が自身の設備を与えたり第三者を通じて与えたりする場合、こうした設備は第III章の規定に一致していなくてはならない。
10. 情報処理及びデータ通信の接続を通じて、継続して遠隔勤務を行う従属労働者全てに、1999年3月8日付け共和国大統領令第70号及び2002年7月16日に締結された在宅勤務における欧洲合意枠組みの従属労働者も含め、労働が行われる場所にかかわらず第VII章の規定が適用される。使用者が自身の設備を提供したり第三者を通じて設備を提供したりする場合、こうした設備は第III章の規定に一致しなくてはならない。遠隔勤務の労働者は職場の安全衛生、特にVDUに関する要望に関する企業方針を使用者から知らされ、安全に関する企業指令を正確に適用する。遠隔勤務の労働者による安全衛生保護に関する規律の適正な実施を評価するために、使用者、労働者代表及び管轄当局は国の規定及び団体協約の限度内で労働が行われている場所にアクセスする。このようなアクセスは、労働奉仕が労働者の自宅で行われている場合、事前通知及び労働者の同意に従属していなければならない。使用者は、企業の規定または合意を遵守して、遠隔労働者に同僚と会ったり企業情報にアクセスすることを認めながら、他の企業内労働者と比べて遠隔労働者の隔絶が起こらないよう直接的な措置の実施を保証する。
11. 民法第2222条の独立労働者については第21条及び第26条の規定が適用される。
12. 民法第230-b条の家族経営企業、民法第2083条の小事業主及び農業分野で単純作業を行う会社の社員については第21条の規定が適用される。
13. 農業分野で作業を行う中小企業によって行われる活動の特殊性を考慮して、保健大臣及び農業食料林産資源大臣と協議し、労働・社会資本大臣は、本立法令の効力が発生する日より90

日以内に作業場の安全衛生に関する規律の一般的保護水準を遵守し、各々の労働日が 50 日を越えない季節労働者を使用する企業に限り、農業企業体系と両立できる労働者の総数に関して、国内の同分野における代表的な労働組合及び使用者組合の意見を聞き、本立法令によって規定される衛生情報・教育・監督に関する実施を単純化するために規定を発布することで対策を講じる。これら組合によって交わされた団体協約は、企業が前文の季節労働者を専ら使用している場合、安全のための労働者代表について本立法令の規定の実施様式を定義する。

第 4 条

労働者の計算

1. 本立法令によって特殊義務が付随する労働者数を定義する目的で、以下は計算されない。
 - a) 民法第 230-b 条の家族協力者。
 - b) 1997 年 6 月 24 日付け法律第 196 号第 18 条及び勉学と仕事の交代期間を実現したり仕事の世界を直接知ることによって職業選択を容易にする目的で促進された州法の特別規定の実習及び指導の企画を行う受益主体。
 - c) VDU を備えた機器を含む研究所、業務設備及び化学的・物理的・生物学的因素を使用する専門学校及び大学の学生、職業訓練講座の参加者。
 - d) 職場維持の権利で不在労働者の代わりに、2001 年 9 月 6 日付け立法令第 368 号第 1 条に従って、期限付き労働契約で雇用された労働者。
 - e) 2003 年 9 月 10 日付け立法令第 276 号とその後の改正の第 70 条に従って補助的な職務を臨時に行う労働者及び同立法令第 74 条に従って労働市場の範囲外にある奉仕を行う労働者。
 - f) 活動が委託者である使用者に専ら有利な形で行われない場合、1973 年 12 月 18 日付け法律第 877 号の労働者。
 - g) 1991 年 8 月 11 日付け法律第 266 号によって定義されたボランティア、消防隊及び市民保護部隊のボランティア及び兵役代替奉仕を行うボランティア。
 - h) 1997 年 12 月 1 日付け立法令第 468 号とその後の改正の社会的に有益な仕事に使われている労働者。
 - i) 次の l) の規定を除く民法第 222 条の独立労働者。
 - l) 活動が委託者に有利な形で行われない場合、民事訴訟法第 409 条 1 項 3 の調整された長期の協力者及び 2003 年 9 月 10 日付け立法令第 276 号とその後の改正の第 61 条以降の計画における労働者。
2. 2003 年 9 月 10 日付け立法令第 276 号とその後の改正の第 20 条以降に従って労働供給を通じ

て使われている労働者及び2000年2月25日付け立法令第61号とその後の改正に従ってパートタイムで雇用された労働者は、6ヶ月間に実際に従事した勤務時間を元に計算される。

3. 第4項の規定を除き、1963年10月7日付け共和国大統領令第1525号とその後の改正によって規定された季節労働及び代表的な労働者組合及び使用者組合によって交わされた国団体協約によって特定されている活動では、作業している従業員は契約期間及び実施の労働時間を除外して計算される。
4. 農業分野及び第3項に示されたものとは異なる活動で一年の一定期間に活動強化のために使われた労働者の数は、欧州規定を元に特定されたように年間労働ユニット数(ULA)に一致する。

第II節

制度体系

第5条

有効な政策の方向性と評価のため、また職場での安全衛生の監視活動全国調整のための委員会。

1. 保健省内における有効な政策の方向性と評価のため、また職場での安全衛生監視活動の全国調整のための委員会。当委員会は保健省により管理され、構成人員は以下のとおりとなる。
 - a) 保健省の代表者2名
 - b) 労働・社会保障省の代表者2名
 - c) 内務省の代表者1名
 - d) 州及びトレント・ボルツァーノ自治県の代表者5名
2. 当委員会には、諮問の役割として、全国労働災害保険協会(INAIL)の代表者1名、労働安全衛生研究所(ISPESL)の代表者1名、海事部門保険協会(IPSEMA)の代表者1名が参加する。
3. 第1項による委員会は、国と州の間の忠実な協力の原則の、より完全な実行を保証する目的で、以下の義務を負う。
 - a) 職場の安全衛生に関する全国的政策の共同方針を定める。
 - b) 労働者の安全衛生条件向上のための公的活動の目的と、そのプログラムを特定する。
 - c) 州の調整委員会及び欧州連合にて特定された活動プログラムからの指示を考慮し、監視活動介入の優先部門について年間プログラム編成、活動プラン、全国レベル施行の活動プログラムを定める。
 - d) 職場の安全衛生に関する全国レベルでの監視調整を計画する。
 - e) 現行規定適用の統一性促進のため、機関関係者間の情報交換を保証する。

- f) 労働者の安全衛生のための危険予防をテーマとした研究の優先順位を特定する。
4. 第2項a)、b)、e)、f)による目的を定めるために、前もって組合側に意見が求められる。着手された活動の適用については、最低年1回検査が行われる。
5. 委員会の機能方法は、構成員数に対し特定過半数により採択されるべき内部規定により定められる。事務局の職務は、この目的のために配属された保健省の職員により遂行される。
6. 委員会の構成員及び第1項により参加を求められた者には、いかなる報酬、費用払い戻し、出張手当でも認められない。

第6条

職場の安全衛生のための常設諮問委員会

1. 労働・社会保障省内に、職場の安全衛生のための常設諮問委員会が設立される。委員会の構成員は以下のとおりである。
- a) 委員会の運営者となる労働・社会保障省の代表者1名
 - b) 保健省の代表者1名
 - c) 経済発展省の代表者1名
 - d) 内務省の代表者1名
 - e) 国防省の代表者1名
 - f) 社会基盤省の代表者1名
 - g) 運輸省の代表者1名
 - h) 農業食糧林産政策省の代表者1名
 - i) 社会連帯省の代表者1名
 - j) 内閣総理府公共機能部の代表者1名
 - m) 国と州及びトレント・ボルツァーノ自治県間関係のための常設会議により指名された、州及びトレント・ボルツァーノ自治県の代表者10名
 - n) 比較のうえ全国レベルで代表的な労働者組合組織により指名された専門家10名
 - o) 比較のうえ全国レベルで代表的な、雇用者、手職人、中小企業の組合組織により指名された専門家10名
2. 各構成員に対し、構成員本人が不在の場合のみ参加する代理人が指名されうる。国その他の中行政機関の代表者もまた、それぞれの管轄に関する特殊問題、特に第11条第1項c)にある諸問題に関して、委員会の活動に参加することができる。

3. 各委任の開始において、委員会は構成と機能を確定する特別常任委員を定めることができる。
4. 委員会は、職場の安全衛生部門に関する管轄の公的機関の諮問を活用し、また関連する様々な部門の専門家の参加を要請することができる。
5. 委員会の構成員と事務局員は、管轄機関の指名のもと、労働・社会保障省令により任命される。またその任務の期間は 5 年である。
6. 委員会の機能方法は、構成員数に対し特定過半数により採択されるべき内部規定により定められる。事務局の職務は、この目的のために配属された保健省の職員により遂行される。
7. 委員会の構成員及び第 1 項により参加を求められた者には、いかなる報酬、費用払い戻し、出張手当ても認められない。
8. 職場での安全衛生のための常設諮問委員会は、以下の義務を負う。
 - a) 職場の安全衛生に関する規定の適用問題の分析、及び現行の法律の改良、発展のための提案を制作する。
 - b) 第 5 条の委員会により起草された年間プランについて意見を述べる。
 - c) 促進活動及び第 11 条の予防の実践を定める。
 - d) 職場の安全衛生に関する優れた慣例を法的に有効化する。
 - e) 適切な国会議員の委員会及び州知事へ提出するため、第 8 条の情報システムにより供給されたデータをもとに、安全衛生の規定の適用状態及びその可能な発展に関する報告書を年に一度作成する。
 - f) 2010 年 12 月 31 日までに、危険の種類と部門の事故指標を考慮し、第 29 条第 5 項による危険評価実行の基準化した手順を起草する。その手順は国と州、トレント・ボルツァーノ自治県間の常設会議の評価を得、労働・社会保障省、保健省、内務省令により受け入れられる。
 - g) 第 27 条による企業及び独立労働者への資格付与方法の規定目的での基準を定める。企業への資格付与方法は、国と州、トレント・ボルツァーノ自治県間の永久関係のための会議の意見を得、共和国大統領令により統制され、本令が効力を発する期日から 12 ヶ月以内に発布されなければならない。
 - h) 立法上定められた保護レベルを向上させる目的で、関連の生産部門の特殊性を考慮する中で雇用者の行動、また社会的責任の原則にも従い、労働者及び全ての関係者の行動を方向付ける任意適用の組合の同意、及び品行、倫理法規の価値を強調する。
 - i) 職場の安全衛生に関して取り決められている欧州連合の綱領及び国際協定の実行に関する問題点を評価する。
 - 1) 危険の評価、また予防の整備措置に関して、性別の違いの考慮を促進する。
 - m) 第 30 条による目的のため、組織と企業経営のモデルを明示する。

第7条

州調整委員会

1. 措置の調整された計画作成、及びその統一性、また第5条と第6条による委員会間の必要な連絡の実現のため、各州と自治県において、2008年2月6日発行の官報31号掲載の2007年12月21日付け内閣総理大臣令による州調整委員会が機能する。

第8条

職場における予防のための全国情報システム

1. 公共の保険機関への登録の有無に関わらず、労働者の事故及び職業病の予防活動の有効性の方向を定め、計画し、評価するにあたり有益なデータを提供する目的で、現在の情報システムにおいて入手可能な情報の補完的利用を通じ、特殊な保管記録の補完と統一したデータバンク作成を通してまた、監視活動を方向付けるため、職場での予防のための全国情報システム(SINP)が設立される。
2. 第1項によるところの情報システムは、経済・労働国民会議(CNEL)の寄与のもと、労働・社会保障省、保健省、内務省、州及びトレント・ボルツァーノ自治県、INAIL、IPSEMA、ISPESLにより作成される。当システムの発展においては、相互の代表者が同数からなる組織と、女性の健康について扱うものを含む科学部門の機関の協力がなされる。
3. 2003年6月30日付け立法令第196号の規定に従い、INAILはSINPの技術及び情報管理を保証し、またその目的においてデータ処理の名義人となる。
4. 労働・社会保障省、保健省令により、行政改革・刷新省の協力のもと、国と州及びトレント・ボルツァーノ自治県間の関係のための常設会議の意見を得、本立法令が効力を発生する期日から180日以内に取り入れられなければならないものとして、SINPの実現と機能の目的で、技術上の規定、データの扱いの規定が定められる。その規定は2005年3月7日付け立法令第82号、また2006年4月4日付け立法令159号による変更及び補完、職場での予防のために補填された全国情報システムに関する取り決め公文書で定められるところに準ずる。同令により特殊な条項が統制され、軍隊及び警察が有効で訓練活動に関する情報システムに参加する。その目的で国防省、内務省、経済・財務省の合意が得られる。
5. 組合側の情報システムへの参加は、第6項a)、b)、c)、d)の情報流動に関する定期的な参照を通して行われる。
6. 情報流動の内容は、少なくとも以下に関するものでなければならない。

- a) 生産及び作業の描写
 - b) 危険の描写
 - c) 労働者の安全衛生に関する描写
 - d) 選ばれた機関の予防の措置の描写
 - e) 選ばれた機関の監視措置の描写
7. 具体的な情報の流布は、受け手及び使用機関の活動が有益な知識を得るためのものである。データは種々の受け手に入手可能であり、また、2003年6月30日付け立法令第196号の規定に則り公にされる。
8. 当条によるところの活動は、正規の人材、財源、備機材を用い、第2項による行政機関により行われる。

第9条

職場の安全衛生に関する任務を有する公共企業体

1. ISPESL、INAIL、IPSEMAは、保健省、労働・社会保障省、州及びトレント・ボルツァーノ自治県とともに、諮問の活動を含めた自身の活動を行う、職場の安全衛生に関する管轄の全国的な公共企業体である。
2. ISPESL、INAIL、IPSEMAは、現行の規定により与えられた職権に応じて動き、より大きな相乗、補い合いの関係のため、秩序正しく以下のようない活動を行う。
 - a) 3年間の活動計画の起草と実行。
 - b) 第2条第1項p)の職場の安全衛生に関する措置プログラムの支柱となる制度の認識的貢献を保証するため、予防と保証の制度の適合性検証のため、また事故と職業病の減少に適する規定と技術的解決の研究及び提案のための、役務の常設会議での各々の任務と管轄の相互活動。
 - c) 同分野の他の公共機関または組合と連結し、職場での安全衛生に関する危険性のレベルの低下に有効な、より適切な手段、機材、作業、方法の提案目的、予防のための技術的革新要素を特定する目的で、技術的、専門的サポートをも通しての、企業、特に中小・超小規模企業への専門的助言。
 - d) 第6条及び第11条によるところの基準及び方法に則った、職場での安全衛生に関する教育課程の企画と供給。
 - e) 第32条の定める予防と保護の責任者と役務担当者の教育。
 - f) 教育機関、大学、芸術・音楽・舞踏の高等教育機関にて、機関との契約後の職場における安全衛生についての知識の促進と普及。
 - g) 諮問機能として、第5条の有効な政策の方向性と評価のため、また職場の安全衛生の監

視活動全国調整のための委員会への参加。

- h) 第 6 条の職場の安全衛生のための常設諮詢委員会への専門的助言。
 - i) 第 2 条 1 項 v) の優れた慣例の起草、収集、普及。
 - l) 第 2 条 1 項 z) によるところのガイドラインの準備。
 - m) 第 8 条の定める職場における予防のための全国情報システムへの貢献。
3. 第 2 項 c) によるところの専門的助言活動は、当条によるところの公共企業体、つまり同機関の管轄分野において監督活動と義務の検査を行う機関の上級職員には、なされ得ない。そのような活動を行う者は、任務中止より 3 年間、同機関の管轄分野において監督活動と義務の検査を行うことはできない。専門的助言活動においては、刑事訴訟法典第 331 条によるところの告発義務、もしくは職場での安全衛生に関する規定の違反が認められる違法行為の、管轄官庁への伝達義務はない。いずれの場合も専門的助言活動は、企業体が、同機関の管轄分野において監督活動と義務の検査を展開する可能性の除外や制限を行わない。専門的助言とそれに関する収益については、専門的助言活動のために受領された報酬の半量を所属機関、残量は第 52 条 1 項の基金に帰属するという点は有効のまま、ISPESL の上級職員に関する部分は保健省と協力し、後続の労働・社会保障省令により統制される。
4. INAIL は、1988 年 3 月 11 日付け法律第 67 号第 12 条、1995 年 12 月 28 日付け法律第 549 号第 2 条第 6 項、1996 年 12 月 23 日付け法律第 662 号第 2 条第 130 項、その他の既に効力を発している各規定の定めるところは不变のまま、事故減少のため、職場の事故と職業病に対する義務的な保証の管理機関としての専門能力補足のため、当令の他条で定められるものほか、以下の任務を行う。
- a) 統計・情報上の目的で、事故当日を除き最低 1 日の欠勤をもたらす職場での事故に関するデータを収集、記録する。
 - b) 保健省、ISPESL と共に、労働に関する事故・病気についての調査・研究の実現に協力する。
 - c) 意見及び提案を述べ、関連の技術的規格化の起草に参加する。
 - d) 労働・社会保障省からの必要財源移転後に、2006 年 12 月 27 日付け法律第 296 号第 1 条第 1187 項によるところの基金貸付を供与する。最初の適用の際、各貸付は 2007 年 1 月 1 日以降の事故に関するものへ供与される。
5. 労働安全衛生研究所（ISPESL）は、研究部門の公共企業体であり、科学、組織、資産、管理、技術上の自治性を備える。ISPESL は、職場の事故・職業病予防、職場の安全、生活・職業環境の衛生促進と保護の分野における研究、実験、監督、諮詢、援護、高等教育、情報、考証を行う全国医療機関の科学技術機構で、衛生、環境、労働、及び生産部門の国の中核機関と州及びトレント・ポルツァーノ自治県が活用するものである。
6. ISPESL は制度上の職権内で、自身の中央及び地方施設を利用して働き、学際的側面において予防活動の一貫性を保証しつつ、以下の活動を行う。

- a) 科学的調査研究プログラム、職場の事故・職業病予防、職場の安全、生活・職業環境の健康促進と、保護分野の全国的重要性のあるプログラムの展開及び促進を行う。
 - b) 国の中央機関と州及びトレント・ボルツァーノ自治県の要請のもと、科学的に高い専門性を要する検査において、当機関の管轄分野へ介入する。本号の目的で、職場へ赴き職場の安全衛生に関する検証と調査を行う。
 - c) 労働者に用意されている製品の安全衛生の必要条件適合性の検査目的で、市場監視を行う国家機関の科学技術組織である。
 - d) 市場監視に関する任務を行わない命令についての適合性の証明を行う組織として活動を開く。
 - e) 初期の検査とその制度の判断にゆだねられる作業用設備の最初の据付の検査の有資格機関である。
 - f) 保健省、その他の省庁、州及び自治県に対し、職場の安全衛生に関する専門的助言を行う。
 - g) 保健省また州及び自治県に対し、全国保健計画、州保健計画、予防の全国及び州計画の起草、職場の安全衛生に関する活動のモニター監視、そして問題となる援助の必要レベル到達の検査のための補助を行う。
 - h) 職場の衛生、予防と安全の促進目的で活動する機関に、情報、教育、諮問、援助を提供することにより、全国医療機関を支援する。
 - i) 地方医療機関の職場での予防と安全のサービスに連携し、全国医療機関の監視活動を開く。
 - l) 全国医療機関により展開された職場での予防活動結果の連結及び普及を行う。
 - m) 概括的な規定の起草に参加し、現行の国家立法が定める安全の必要条件に調和しない技術的規定の適正に関して意見、提案を述べる。
 - n) 危険の評価及び管理のための、また危険の特別条件に関わる労働者の衛生状態の検証のための方法と手順の科学技術的基準化を保証し、ばく露の制限の規定に寄与する。
 - o) 技術的教育のうち、第2条第1項v)による優れた実践を普及させる。
 - p) 職場の安全衛生のための欧州機関の情報ネットワークにおけるイタリアのフォーカルポイントとして、職場の安全衛生に関する全国ネットワーク調整する。
 - q) 職場の安全に関する援助の必要レベル適応についての保健省のモニター監視活動を支援する。
7. ISPEMAは、事故減少のため、また海運業部門の職場の事故と職業病に対する義務的な保証の管理機関としての専門能力補足のため、当令の他条で定められるものほか、以下の任務を行う。
- a) 統計・情報上の目的で、事故当日を除き最低1日の欠勤をもたらす職場での事故に関するデータを収集、記録する。
 - b) 保健省、ISPESLと共に、労働に関する事故・病気についての調査・研究の実現に協力する。
 - c) 機関の経費限度内におき、機関の経費により、職場の安全衛生に関する投資、教育計画へ資金供与する。

- d) 海運業部門の衛生に関する管轄行政機関とともに、INAIL との協定を介してもまた、職場復帰を保証する目的も含め、海運業部門の労働者のリハビリテーション医療援助を支援する。
- e) 労働・社会保障省からの必要財源移転後に、海運業部門の事故に関して、2006 年 12 月 27 日付け法律第 296 号第 1 条第 1187 項によるところの基金貸付を供与する。最初の適用の際、各貸付は 2007 年 1 月 1 日以降の事故に関するものへ供与される。

第 10 条

職場の安全衛生に関する情報と補助

1. 州、及びトレント・ボルツァーノ自治州は、地方医療機関、国の医療機関、内務省を通し、全国消防隊、労働安全衛生研究所（ISPESL）、労働・社会保障省、採掘部門経済開発省、全国労働災害保険協会（INAIL）、海事部門保険協会（IPSEMA）、相互の代表者が同数からなる組織、市民保護協会を通し、協定を介してもまた、職場の安全衛生に関して、特に手工業関係企業、農業企業、中小企業、及びそれぞれの雇用者の協会に対し、情報、補助、諮詢、教育、促進の活動を行う。

第 11 条

促進活動

1. 第 6 条の諮問委員会においては、第 5 条によるところの委員会により特定された方向性と一貫し、特に以下の点につき、予防活動に関する知識を広めるための活動を行う。
 - a) 中小・超小規模企業の職場での安全衛生に関する投資計画に対する出資。当出資を得るため、手続の容易性が保証されていなければならない。
 - b) 第 52 条第 1 項 b) によるところのものを含む、中小・超小規模企業教育計画への出資。
 - c) 教育方法の自治性に基づき、学校、大学での各々の活動において、芸術及び舞踏の高等教育機関において、また職業教育訓練過程において、職場の安全衛生に関する問題についての知識を高めるために、様々な教育分野に渡る学際的特別教育課程挿入目的で行われる、学校、大学、職業訓練での活動に対する出資。
2. 第 1 項による出資には、2007 年 8 月 3 日付け法律第 123 号第 1 条第 7 項-b により、2007 年 12 月 24 日付け法律第 244 号第 2 条第 553 項に導入されているところの、財源の負担の責務がある。労働・社会保障省令により、経済財務大臣、教育大臣、大学・研究大臣と協力し、国と州、トレント・ボルツァーノ自治県間の常設会議の意見を得、第 1 項 a)、b)、c)、及び第 52 号第 2 項 d) の活動へ、財源の年間の分配が支給される
3. 中央行政と州、トレント・ボルツァーノ自治県は、本立法例が効力を発する期日から 12 ヶ月以内に、国、州、トレント・ボルツァーノ自治県間常設会議にて決定される有効な方法を用い、

各々の管轄において、職場の安全衛生に関する教育計画の作成と実現に協力する。前文にて定められた実現と発展においては、組合側も、職業間基金を通してまた、協力することができる。

4. 職場の安全衛生に関する知識の促進・普及目的で、学校、大学、職業訓練機関は、学校、大学のそれぞれの活動において、芸術と舞踏の高等教育機関において、また職業訓練課程において、第1項 c) 号に定められるもののほか、異なる教育分野に及ぶ学際的教育課程を盛り込む権限を持つ。このような活動は、機関の利用可能な財源内、限度内で行われる。
5. 第2項によるところの、労働・社会保障省より移転された財源内及び限度内において、INAILは、特に中小・超小企業の職場の安全衛生に関する投資、及び教育計画、革新的な解決法及び企業の社会的責任の原則に着想を得た組織、管理のための機材の実験計画に出資する。企業側の第2条第1項 v) によるところの優れた慣例の採用は、出資受給の優先の基準となる。
6. 各々の制度上の任務内において行政機関は、職場における移民労働者、女性労働者の保護水準向上のため、移民労働者もしくは女性労働者に向けた活動を促進する。
7. 初期の適用において、すなわち本立法令が効力を発してから1年間、2007年8月3日付け法律第123号第1条第7項-bの財源は、2007年12月24日付け法律第244号第2条第533項にて導入されたとおり、本立法令が効力を発する期日より6ヶ月以内に、国、州、トレント・ボルツァーノ自治県間の常設会議においての、組合の諮問後、協定を介して決定され、教育の特別キャンペーンを含む優先性に従い利用される。

第12条

質問

1. 地方機関で全国的重要性を持つ連結する組織及び全国公共企業体は、自身の進取により、もしくは加入者、全国レベルでより代表的な雇用者及び労働者の組合団体、職業組織もしくは専門同業者の全国会議の指摘により、委員会に第2項の質問を、電子郵便にてのみ、職場の安全衛生の規定適用に関し、総合的な質問を提出することができる。
2. 労働・社会保障省内にて、公的財政に対するいかなる新たな、もしくはより重要な責務を負うことなく、労働・社会保障省の代表者2名、保健省の代表者2名、州と自治県の代表者4名にて構成される質問のための委員会が設けられる。質問の案件が他の行政機関の管轄に関わる場合には、委員会は関連行政機関の代表により補填される。委員会の構成員には、いかなる報酬、費用払い戻し、出張手当ても認められない。
3. 第1項によるところの質問への回答において提示された指示は、監視活動行使のための解釈の

また、指導的な基準を成す。

第 13 条

監視

1. 職場の安全衛生に関する法律の適用についての監視は、担当区域の地方医療機関により、特定の管轄部門に関しては国の消防隊により、また鉱山部門は、1999 年 7 月 30 日付け立法令第 300 号及び後続の修正に従って採用されるべき管轄の移転の正規実施まで、経済開発省により、第 II 部類の採掘産業及び鉱水、温泉については、州とトレント・ボルツァーノ自治県により行われる。トレント・ボルツァーノ自治県は、本項の目的に沿い、自身の管轄内において、各命令が定めるところに従い対策を講じる。
2. 現行の法律により労働・社会保障省検査職員に与えられる監視に関する管轄は不变として、同職員は職場の安全衛生に関する法律の適用について、担当地域の地方医療機関の予防安全部局に予めその旨を通知し、以下の活動における監視を行使することができる。
 - a) 建築物建設もしくは土木部門、特に建設、管理、修理、解体、保存、常設もしくは臨時の壁作り、また鉄筋コンクリートの固定建築物の改造、道路・鉄道・上下水事業、掘削、プレハブ要素の組み立てと解体、爆発物を使用するものも含む地下、トンネルでの作業。
 - b) 圧縮空気入りケーソンを介する作業と水中作業。
 - c) 労働・社会保障省の検査職員が職場の安全衛生に関する法律の適用について、担当地域の地方医療機関の予防安全部局に予めその旨を通知して監視活動を行うところの、総理大臣令により特定され、労働・社会保障省及び保健省の提案に基づき、第 5 条による委員会の意見を聞き、国と州、トレント・ボルツァーノ自治県間常設会議の合意後になされる、その他の特に高いリスクをもたらす就労作業。
3. 職場の安全衛生に関する法律適用の監視関係の管轄の全体的再編成待機中、船舶・航空機上、また港・空港の労働者、及び軍隊・警察・消防隊のために設立された衛生・技術部局の労働者の安全につき、船上・港当局、航空・海運衛生事務局、港・空港当局に与えられている労働者の安全衛生に関する管轄は不变である。以上の機関は更に、管轄省の令により、労働・社会保障大臣と協力し、部外秘の領域もしくは作戦に関する領域、また特定されるべき類似の必要性をもつ領域、また適応の方法についてもまた管轄権がある。司法行政は各省との協定を介することによっても、軍隊、警察のために設立された部局、また収監施設に関連の部局を活用することができる。
4. 本条による監視は、第 5 条、第 7 条の調整のもとに行使される。
5. 監視活動を行う部局に属する行政機関の職員は、いかなる形でも、国内どの区域においても、諮詢活動を行うことはできない。

6. 地方医療機関が監視機関として、1994年12月19日付け立法令第758号第21条第2項第1文に従い活動拠点にて支払う総額は、地方医療機関の予防部で行われる職場での予防活動への出資目的で、州の専用の項目を補填する。
7. 本令により特定されるとおりの監視の管轄組織に関して、1956年3月19日付け共和国大統領令第303号第64条により定められているところは不变である。

第14条

不法労働阻止のため、また労働者の安全衛生保護のための規定

1. 労働者の安全衛生保護を保証する目的、また闇労働・不法労働現象を阻止する目的で、第92条第1項e)によるところの労働の遂行のための調整役としての職権は不变のまま、労働・社会保障省の監視組織は、各々の管轄に従った行政機関の報告に基づいてもまた、未登録、もしくはその他の義務付けられている書類に記載のない人員が職場の労働者の合計20パーセントを超えて雇用されているのを発見した際、または2003年4月8日付け立法令第66号第4条、第7条、第9条及び後続の変更による時間延長労働や1日内の休憩や週間の休日に関する規則の反復違反を発見した際、また事故の危険へのばく露の特殊な重大性を考慮し、国と州、トレント・ボルツァーノ間の常設会議の意見を聞き採択される労働・社会保障省令により特定され、職場の安全衛生保護に関する重大で繰り返される違反の際、企業家の活動の停止措置をとることができる。引用の当令の採択待機間、企業家活動停止措置採用の必要条件を満たす職場の安全衛生保護に関する違反は、添付Iで定められているものになる。停止措置採用は、行政との契約の禁止措置、及び停止の継続期間に等しい期間、場合によっては停止期間の倍以上で2年以下の後続期間内の公共入札の禁止的措置の発布のため、それぞれの管轄部門に関し、2006年4月12日付け立法令第163号第6条による労働、事業、供給の公共契約監督目的の当局と社会基盤省に通知される。同項の規定は建築工事現場に関しても適用される。本条の措置には、1990年8月7日付け法律第241号の規定は適用されない。
2. 第1項による権限と義務は、第1項による職場の安全衛生保護についての規定の反復違反の検証に関し、地方医療機関の監視組織にも属する。防火に関しては、2006年3月8日付け立法令第16条、第19条、第20条による規定が適用される。
3. 停止措置は、停止を講じた監視の組織により取り消されうる。
4. 第1項による労働・社会保障省の監視組織による停止措置の取り消しの条件は、以下のとおりである。
 - a) 未登録、もしくは義務付けられている書類に記載のない労働者の正規化。
 - b) 2003年4月8日付け立法令第66号条及び後続の変更による時間延長労働や1日内の休憩や

週間の休日に関する規則の反復違反の場合、もしくは職場の安全衛生保護の規定に関する重大かつ反復違反の場合の規則に従う労働条件回復の検証。

- c) 第6項によるところのものに加え、付加総額2,500ユーロの支払い。
- 5. 第2項の地方医療機関の監視組織による措置取り消しの条件は以下のとおりである。
 - a) 職場の安全衛生保護の規定に関する重大かつ反復違反の場合の規則に従う労働条件回復の検証。
 - b) 第6項によるところのものに加え、付加総額2,500ユーロの支払い。
- 6. いずれの場合も、現行の刑事・民事・行政の制裁規定の適用は普遍である。
- 7. 第4項c)による付加的総額は、1993年7月19日法律第236号による変更のある、1993年5月20日付け暫定措置令第148号第1条第7項による雇用のための基金の基本財産に組み込まれ、2006年12月27日付け法律第296号第1条第1156項g)に基づく労働・社会保障省令により特定される闇労働・不法労働阻止措置の出資へ割り当てられる。
- 8. 第5項b)による付加的総額は、職場での予防活動出資目的の、州の専用項目に組み込まれる。
- 9. 第1、2項による停止措置に対し、それぞれ30日以内に、申し立ての通知から15日後に判断を述べることになる、管轄地域労働の州当局及び州政府主席へ申し立てをすることができる。前述の15日間に反応のない場合には、停止措置は効力を失う。
- 10. 本条による停止措置に従わない雇用者は、最高6ヶ月の拘留により罰せられる。
- 11. 第1項による職場の安全衛生に関する違反の場合、本条の規定は問題となっている監視関連の管轄に従って適用される。

第 III 節

作業場における予防管理

第 I 款

保護措置と義務

第 15 条

一般的保護措置

1. 作業場での労働者の安全衛生保護に関する一般的措置は次のとおりである。
 - a) 安全衛生に関する全ての危険の評価
 - b) 首尾一貫した方法で技術的な生産条件、企業の条件、環境及び労働組織に関する要因の影響を補完する総体にねらいを定めた予防計画作成
 - c) 危険の排除。排除が不可能なら技術の進歩を元に取得した知識で危険を最低限に抑える
 - d) 特に単純作業及び反復作業の健康に及ぼす影響を減らすために、労働組織、職場についての観念、設備の選択及び働き方や生産方法の定義において人間工学的原則の遵守
 - e) 原因での危険減少
 - f) 危険なものと危険ではないもの、またはより危険ではないものとの交換
 - g) 危険にばく露される、またはばく露される可能性のある労働者の数を最低限に抑える
 - h) 作業場での化学的・物理的・生物学的因素の限定利用
 - i) 個人保護措置に比して集団保護措置の優先
 - l) 労働者の衛生管理
 - m) 労働者自身が本来持っている健康上の理由で危険へのばく露から労働者を遠ざけること及び可能であれば他の職務への登用
 - n) 労働者のために適切な情報と教育
 - o) 管理者及び指導者のために適切な情報と教育
 - p) 安全のための労働者代表のために適切な情報と教育
 - q) 労働者に適した指導
 - r) 労働者の参加と助言
 - s) 安全のための労働者代表の参加と助言
 - t) 品行及び優れた実践についての規律の採択によっても、安全水準の改善を時間の経過とともに保証するのに適していると考えられる措置の計画作成